

富山県危機管理基本指針

R7

令和7年4月改訂

富山県

富山県危機管理基本指針

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目 的	1
第2節 危機の定義	1
第3節 危機管理の基本方針	1
第4節 危機の態様	2
第2章 平時の危機管理	4
第1節 在庁体制	4
第2節 夜間・休日における職員宿日直体制	4
第3節 危機管理体制の整備	5
第4節 危機管理連絡会議	6
第5節 危機管理共通マニュアル等の整備	7
第6節 緊急連絡簿等の整備	8
第7節 研修・訓練	9
第8節 市町村及び関係機関との連携確保	9
第3章 非常時の危機管理	10
第1節 情報収集・伝達体制	10
第2節 対応体制の確立	12
第3節 危機管理対策本部の設置	15
第4節 応急対策の実施	17
第5節 危機広報の活用	19
別添1 危機管理対策本部の部、班の編成及び分掌事務	20
別添2 危機管理共通マニュアル	24
富山県危機管理対策本部設置要綱	34
富山県危機管理連絡会議設置要綱	37

第1章 総 則

第1節 目 的

本指針は、富山県内において緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県として速やかに初動体制を確立するとともに、部局横断的な各種対策を迅速に実施するための基本的事項について定め、もって県民の生命、身体、財産を保護するとともに、県政の円滑な運営を確保することを目的とする。

第2節 危機の定義

本指針における「危機」とは、次に掲げる緊急事態をいうものとする。

- (1) 県民の生命、身体、財産に重大な被害又は損失を生じ、又は生じるおそれのある災害・事故・事件等
- (2) 県政の円滑な運営に重大な支障を生じる事故・事件等
- (3) その他社会的影響が大きく、迅速な対応が求められる事象

第3節 危機管理の基本方針

本指針の目的（第1章第1節）を達成するため、危機発生時における危機管理の基本方針は次のとおりとする。

1 危機発生時の対応方針

- (1) 危機発生時の初動対応は、各担当部局の責務において対処することを基本とするが、危機管理監は、速やかに危機管理連絡会議（第2章第4節）を開くなど、担当部局と連携し、適切な初動体制を確立するものとする。ただし、発生した危機の原因が不明な場合又は対応すべき担当部局が不明な場合は、担当部局が決定するまでの間、危機管理監が速やかに対処するものとする。
- (2) 知事は、被害拡大のおそれや社会的影響の観点から必要と認めるときは、知事を本部長とする危機管理対策本部（第3章第3節参照）を設置し、部局横断的に対処するものとする。ただし、富山県地域防災計画に基づく富山県災害対策本部や富山県石油コンビナート等防災計画に基づく富山県石油コンビナート等防災本部、富山県国民保護計画に基づく富山県国民保護対策本部及び富山県緊急対処事態対策本部、富山県新型インフルエンザ対策行動計画に基づく富山県新型インフルエンザ等対策本部の設置については、それぞれの計画によるものとする。

2 危機発生時の行動基準

- (1) 徹底した人命救助を最優先に行動するものとする。
- (2) 可能な限り危機を未然に予知し、被害の拡大防止に努めるものとする。
- (3) トップへの情報の一元化を図るとともに、各部局で情報を共有し、協力して対処するものとする。
- (4) 広報を積極的に活用し、県の対処方策等を県民に明確に伝えるものとする。

第4節 危機の態様

富山県において想定される危機の態様は、概ね次のとおりである。

1 自然災害、事故災害等

(富山県地域防災計画及び富山県石油コンビナート等防災計画の対象となる危機)

危機の態様	危機の性質	危機の内容
県民の生命、財産に重大な被害・損失を生じるもの	県民の生命、身体、財産の直接的損失 (災害・事故のリスク)	地震、津波、火山、雪害(豪雪、雪崩等)
		風水害 (暴風、豪雨、洪水、高潮、地すべり、土石流、がけ崩れ等)
		海上災害 (海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生、船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等)
		航空災害 (航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生)
		鉄道災害 (鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生)
		道路災害 (道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生)
		原子力災害 (原子炉、原子力艦船、国外での核実験等からの放射性物質又は放射線の異常な水準での放出)
		危険物等災害 ・危険物、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生 ・毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生 ・火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生 ・石油コンビナート等特別防災区域における危険物等の流出、火災、爆発等による多数の死傷者等の発生
		火災 (大規模な火事による多数の死傷者等の発生、火災による広範囲にわたる林野の焼失等)

2 武力攻撃事態、緊急対処事態等(富山県国民保護計画の対象となる危機)

危機の態様	危機の性質	危機の内容
県民の生命、財産に重大な被害・損失を生じるもの	県民の生命、身体、財産の直接的損失 (災害・事故のリスク)	武力攻撃事態・武力攻撃予測事態 (地上部隊が上陸する攻撃、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイルによる攻撃、航空機による攻撃等)
		緊急対処事態 ・危険物質を有する施設への攻撃(原子力発電施設等の破壊、石油コンビナート・都市ガス貯蔵施設等の爆破) ・集客施設、大量輸送機関への攻撃(大規模集客施設・ターミナル駅等への攻撃、新幹線等の爆破) ・NBC等による攻撃(放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の散布、サリン等化学剤の散布、水源地への毒素混入) ・交通機関を用いた攻撃(航空機等による自爆テロ)
		重要影響事態 ・そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等 我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態等

3 その他の危機

危機の態様	危機の性質	危機の内容	所管部局
県民の生命、財産に重大な被害・損失を生じるもの	県民の生命、身体、財産の直接的損失 (災害・事故のリスク)	大規模な公害事故	生活環境文化部
		健康危機 (飲料水事故、感染症の蔓延、医薬品による健康被害、大規模食中毒、医療事故)	厚生部
		管理施設での事故 (入所施設、流域下水道、学校等)	施設所管部局
		県主催行事での事故(県政バス、修学旅行等)	行事主催部局
		学校への侵入者による危害	教育委員会等
		法定家畜伝染病の発生	厚生部、農林水産部
		食品への異物混入	厚生部、農林水産部
		ダムに関する事故の発生	農林水産部、土木部、企業局
		ハイジャック・シージャック	交通政策局、土木部
		県民生活に不安・不信を与えるもの (政治・経済・社会リスク)	難民、亡命、不審船、拉致等
	県民の安否確認(海外での大規模テロ・災害等)		危機管理局等
	不法な産業廃棄物の投棄		生活環境文化部
	経済危機(大企業の倒産、物資の異常事態)		商工労働部
	県政運営に重大な支障を生じるもの	組織・財政に損失を生じるもの (行財政運営リスク)	試験研究機関での事故(被爆、ウイルス感染等)
県庁舎の正常な管理の妨害(議場、本庁舎等)			施設所管部局
庁舎の火災等			施設所管部局
ペイオフ対策			出納局
庁内LANへの不法侵入、内部の不正利用			地方創生局
電子システムの停止(財務会計、県税、工事管理等)			地方創生局 システム所管部局
漁業取締船・調査船の事故			農林水産部
海外駐在員の事故			経営管理部
派遣・出張中の職員の事故			経営管理部
信用失墜を生じるもの (信用失墜リスク)			出資法人等(第三セクター含む)の不祥事、破産等
		職員の不祥事	人事所管部局
		個人情報の漏洩 (職員情報、相談情報、県民の個人情報等)	経営管理部 相談所管部局
		各種試験問題の漏洩	試験所管部局
社会的影響が大きく迅速な対応が求められるもの		突発的な大規模事件・事態等	特別職に係る不測の事態
	報道機関からの重要情報への対応		知事政策局
	県に対する提訴、判決への対応		経営管理部 訴訟所管部局
	苦情処理への対応		知事政策局
		同左への対応	事件等所管部局

第2章 平時の危機管理

第1節 在庁体制

1 知事等の対応

知事及び副知事の出張（県外）にあたっては、緊急時に直ちに対処できるよう、いずれか1人は在庁（土日祝日の場合は県内滞在を意味するものとする。以下同じ。）するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、知事、副知事に代わって危機管理監が在庁するものとする。

2 各部局長等の対応

部局長の出張（県外）にあたっては、次長（2人体制の場合は、そのうちの1人）が在庁するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、部局長、次長に代わって部局連絡課長等が在庁するものとする。

3 所属長の対応

各所属長（本庁室課長及び出先機関の長）の出張（県外）にあたっては、その組織及び職制等を考慮の上、上記2に準じて的確に対応するものとする。

第2節 夜間・休日における職員宿日直体制

1 目的

大規模災害・事故等の緊急事態が発生した場合に即応するため、夜間・休日における職員宿日直体制を整備し、初期時における迅速的確な対応を図るものとする。

2 勤務内容

- (1) 大地震など大規模災害や大規模事故等発生時の初期対応（関係機関等との連絡、情報収集等）
- (2) 各種防災情報の収集伝達（各種防災情報システムの確認、被害情報のとりまとめ等）
- (3) その他緊急事態対応のための初期業務

3 職員配置

(1) 配置人数

平日：宿直（17:15～翌8:30）1名

休日：日直（8:30～17:15）1名、宿直1名

(2) 対象者

初動における判断等が重要になることから、本庁（知事部局、議会及び各種委員会（教員を除く。))に勤務する担当課長、主幹、課長補佐の職にある管理職員等とすることを基本とする。ただし、所属長以上を対象に含めることについては、各部の判断に委ねる。

(3) 宿日直当番表

宿日直当番表は各部局の意向を踏まえ、危機管理課で作成する。

職員ローテーションは、部局単位で建制順に行うものとする。

4 勤務条件

- (1) 本来業務への影響を最小限とするため、宿日直勤務（宿日直手当支給）により対応する。
- (2) 宿日直業務は、防災危機管理センター4階当直室で行うこととする。
 待機時間 日直：8:30 から 17:15 まで
 宿直：17:15 から 24:00 まで及び翌7:00 から 8:30 まで
 仮眠時間 24:00 から翌7:00 まで
- (3) 宿日直職員は、専用携帯電話、宿日直日報綴り、宿日直マニュアルを所持するものとする。

第3節 危機管理体制の整備

《危機管理（平時・非常時）の役割分担》

	職（課）名	危機管理上の位置付け	主な内容
1	知事	危機管理対策本部長	危機管理の統括に関すること
2	副知事	〃 副本部長	知事の補佐に関すること
3	危機管理監	総括危機管理責任者 危機管理対策本部員・本部室長 危機管理連絡会議メンバー（主宰）	危機管理の総括に関すること
4	各部局長	各部局危機管理責任者 危機管理対策本部員	部局内での危機管理の総括に関すること
5	危機管理監代理	危機管理対策本部本部室次長 危機管理連絡会議メンバー	危機管理監の補佐に関すること
6	各部局次長	危機管理連絡会議メンバー	部局内での危機管理の調整に関すること
7	危機管理課	危機管理連絡調整課	危機管理全般の連絡調整に関すること
8	防災課、消防課、 広報課、人事課	危機管理連絡会議幹事課	危機管理課の支援に関すること

1 総括危機管理責任者

全庁的な危機管理機能の整備を図り、危機発生時の対応を迅速に行うため、危機管理監をもって「総括危機管理責任者」とし、次の事項を所掌するものとする。

- (1) 県の危機管理の総括に関すること
- (2) 各部局危機管理責任者との連絡調整に関すること
- (3) 各部局が実施する初動対応、応急対策等の総合調整に関すること（緊急時に必要と認められる場合は、各部局の職員に直接指示することも含む。）
- (4) 危機管理対策本部の設置、運営に関すること
- (5) 危機管理連絡会議（平時の連絡調整、非常時の初動対応）の運営に関すること
- (6) 危機管理共通マニュアルの作成に関すること
- (7) その他危機管理全般について必要と認められること

2 各部局危機管理責任者

各部局における危機管理機能の整備を図るため、各部局長をもって「各部局危機管理責任者」とし、次の事項を所掌するものとする。

- (1) 部局内の危機管理の総括に関すること
- (2) 危機発生時の初動対応（対策本部の設置等）、応急対策等の実施に関すること
- (3) 部局内の緊急連絡・参集体制の整備に関すること
- (4) 所管リスクへの対応等の検討、危機管理個別マニュアルの作成、見直しに関すること
- (5) その他部局内の危機管理について必要と認められること

3 危機管理連絡調整課

- (1) 危機管理全般の連絡調整は、危機管理課が行うものとする。
- (2) 危機管理課は、平時における全庁的な危機管理体制の整備に取り組むとともに、危機に関する情報を入手した場合は、速やかに危機管理監に報告し、指示を受けるものとする。
なお、事案に応じて危機管理連絡（課長）会議等を開催し、危機に関する情報の共有を図ることとする。
- (3) 危機発生時に危機管理対策本部が設置された場合は、危機管理課が本部室を務めるものとする。その際、必要に応じて、防災課、消防課、人事課、広報課その他の関係課に協力を求めることができるものとする。

第4節 危機管理連絡会議

危機管理監は、県内において危機が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その被害を最小限に止め、または発生を抑止するため、危機管理連絡会議を開催する。

1 構成

- (1) 主宰 危機管理監
- (2) 委員 各部局次長、警察本部警務部長
- (3) 顧問 必要に応じて知事が委嘱
- (4) 幹事 危機管理課長、防災課長、消防課長、広報課長、人事課長

※なお、必要に応じて、その他の関係室課長等の出席を求めるものとする。

2 所掌事務

- (1) 危機情報の収集と対応
- (2) 危機管理体制の整備
- (3) その他必要と認められる事項

3 緊急参集場所

非常時の緊急参集場所は、防災危機管理センター5階大会議室とする。ただし、会議室が使用できない場合は、緊急連絡時に、危機管理監が指定するものとする。

4 その他

危機管理連絡会議に関する事項は、富山県危機管理連絡会議設置要綱に基づくものとする。

第5節 危機管理共通マニュアル等の整備

1 危機管理共通マニュアルの整備

危機管理監は、危機の種類に関らず適用すべき危機管理共通マニュアル（別添2）を作成するものとする。

(1) 記載事項

- ア 情報の収集伝達の流れ
- イ 主な応急対策項目
- ウ 関係機関との連携
- エ その他

(2) マニュアルの点検

危機管理監は、危機管理共通マニュアルを適時適切に点検するものとする。

2 危機管理個別マニュアルの整備

(1) 所管リスクへの対応等の検討

各部局危機管理責任者は、関係部局、関係機関等と十分調整のうえ、所管するリスクに関する対応等について検討するものとする。

なお、複数部局に関連する場合は、危機管理監が主管部局を調整するものとする。

(2) マニュアルの作成・見直し

(1) の検討結果に基づいて、各部局が所管するリスクに対する対応を明確にした危機管理個別マニュアルを作成するとともに、社会情勢や訓練成果等を踏まえて随時見直しを行うものとする。

また、作成・修正した危機管理個別マニュアルは、危機管理課に提出するものとする。

第6節 緊急連絡簿等の整備

1 危機管理緊急連絡簿の整備

(1) 緊急連絡簿の作成、配付

危機管理監は、知事、副知事、各部局長・次長・連絡課長、危機管理課長等の電話番号を掲載した危機管理緊急連絡簿を作成し、本庁課長以上その他関係職員に配付し、常時携帯させるものとする。

(2) 携帯電話等の活用

本庁次長以上並びに危機管理個別マニュアル等の所管所属長は、携帯電話、Teams を活用した迅速な連絡体制の確立に努めるものとする。

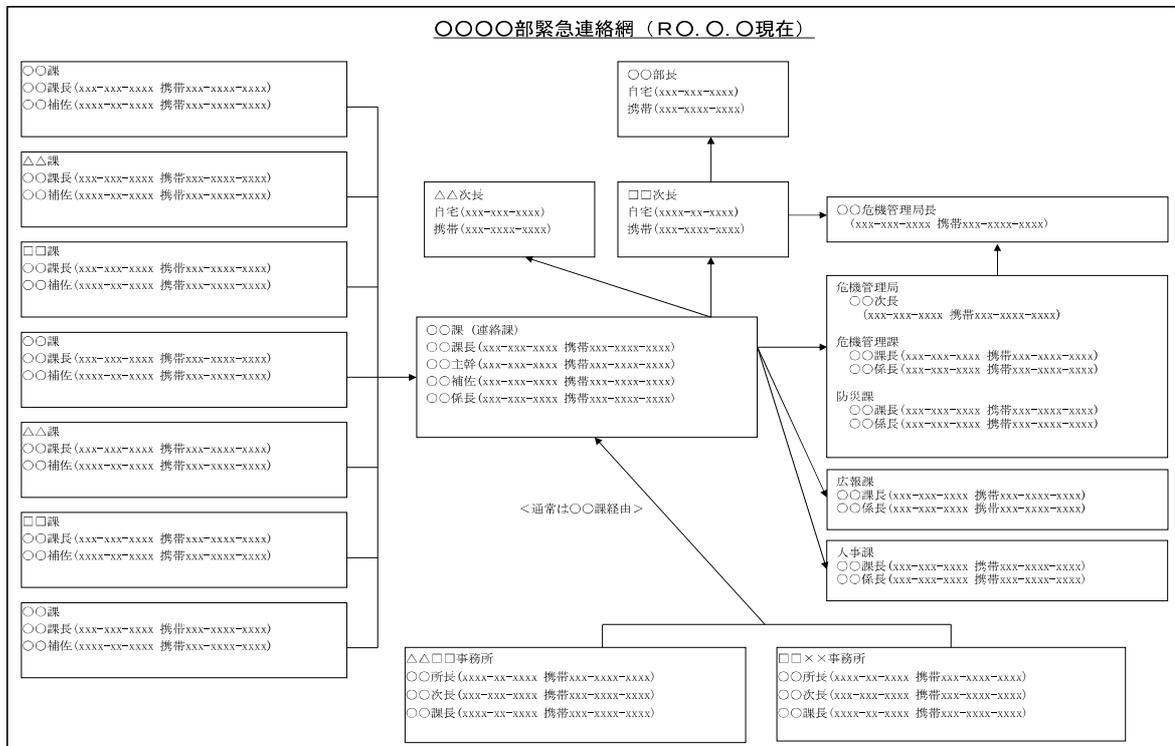
危機管理緊急連絡簿(〇〇年〇〇月〇〇日現在)

職名	氏名	直通電話	自宅電話	携帯電話
...

2 各部局緊急連絡網の作成

各部局は、本庁課長補佐以上及び出先機関の関係職員並びに危機管理関係職員の電話番号を掲載した各部局緊急連絡網を作成し、緊急事態に備えるものとする。

なお、人事異動等に伴い内容を変更したときは、危機管理課に1部提出するものとする。



第7節 研修・訓練

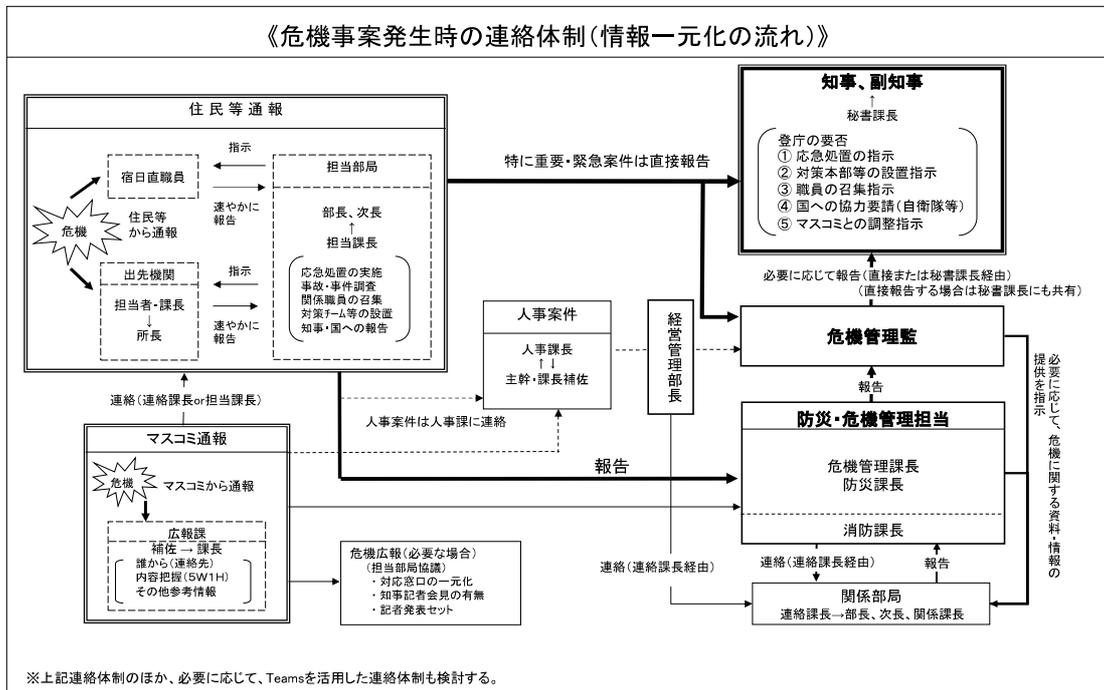
- (1) 危機管理意識の高揚を図るため、研修所等における危機管理研修の実施に努めるものとする。
- (2) 危機管理監は、職員の危機管理能力の向上を図るため、関係職員を対象とした危機管理図上演習等の実施に努めるものとする。
- (3) 各部局危機管理責任者は、以下のような危機管理研修及び訓練等の実施に努めるものとする。
 - ① 個別危機管理研修会
 - ② 危機管理個別マニュアル等に基づく図上演習及び実地訓練

第8節 市町村及び関係機関との連携確保

危機発生時には市町村及び関係機関からの情報収集、伝達及び協力が欠かせないことから、市町村危機管理担当課長会議等の開催など、日頃から緊密な情報交換や連絡体制を構築するなど、市町村及び関係機関との連携確保に努めるものとする。

第3章 非常時の危機管理

第1節 情報収集・伝達体制



1 情報の収集

(1) 情報収集項目

危機発生時には概ね次の項目に留意して情報を収集・整理する。

- ① 危機の概要
 - ・ 危機の発生日時、場所
 - ・ 危機の具体的内容及び原因
 - ・ 情報発信元
- ② 被害の状況
 - ・ 被害の発生状況
 - ・ 被害の拡大の可能性
- ③ 応急対策の状況
 - ・ 県、市町村、関係機関が実施した応急措置の状況
 - ・ 地域住民の避難状況 など

(2) 情報収集先

危機情報は、以下に掲げる様々なルートから情報を収集するものとする。

- ・ 厚生センター、土木センターなど関係出先機関との情報連絡
- ・ 市町村、消防本部との被害情報連絡
- ・ 警察、海上保安部その他防災関係機関との情報連絡
- ・ ヘリやドローン、道路・河川の監視カメラによる情報収集
- ・ マスコミからの情報収集 など

2 情報の伝達

(1) 基本的な考え方

危機発生時には、迅速な初動体制の確立が被害の拡大を防止するうえで、極めて重要であるため、断片情報であっても速やかに報告し、詳細は追加情報として続報で報告する。

(2) 各部局の対応

① 担当部局は、上図の連絡体制により情報の伝達を行い、危機管理監まで速やかに情報の一元化を図るものとする。ただし、特に重要・緊急案件の場合は、知事、副知事に直接報告し、指示等を受けるとともに、その内容を危機管理監に連絡する。

② 各部局の業務に係わる重大な事故・事件等で、知事、副知事、危機管理監への緊急報告事項の判断基準は、おおむね次のとおりとする。

ア 人命に係わる、または係わるおそれがある場合

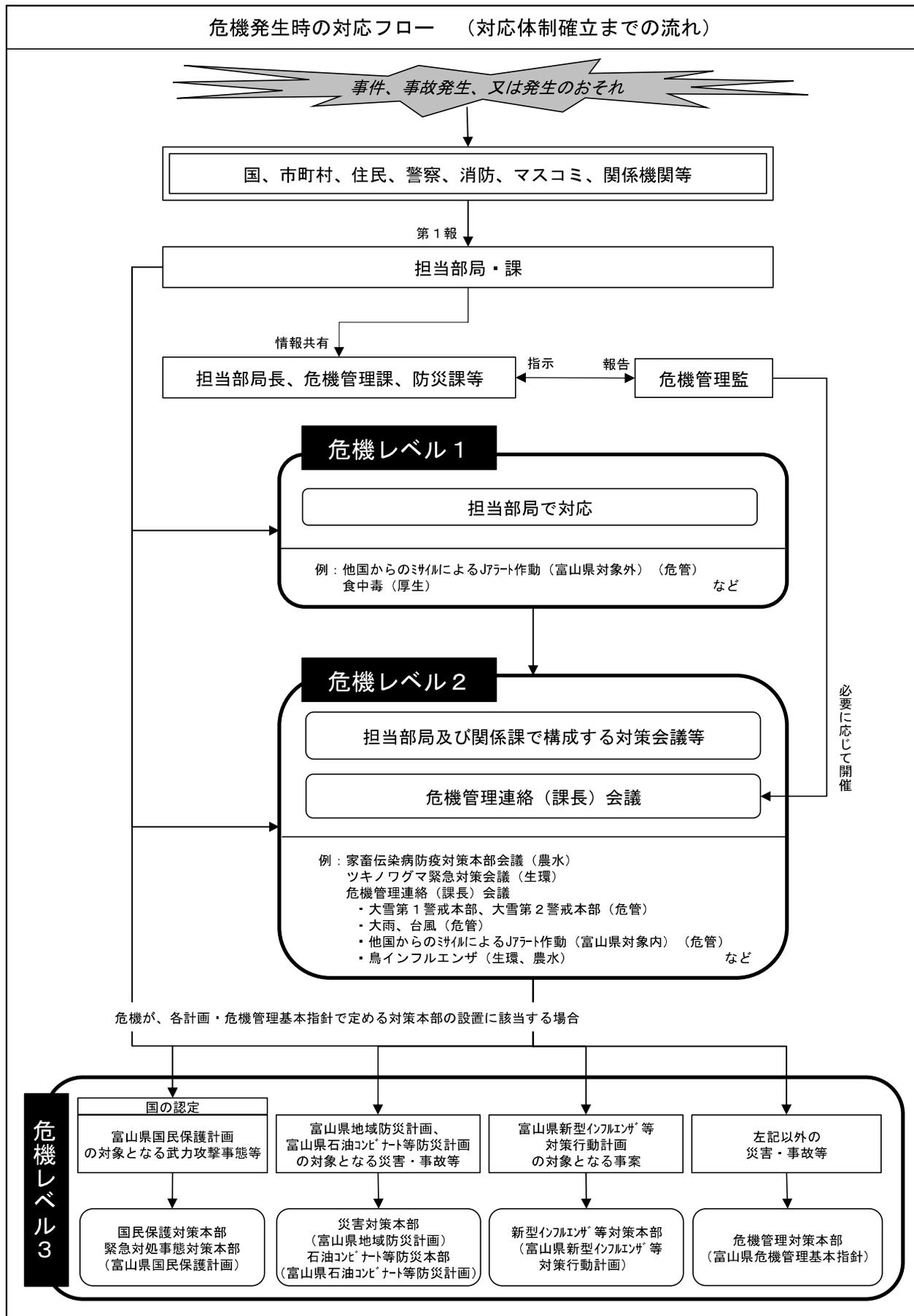
イ メディアで報道される可能性がある場合または知事等の談話が求められる場合

ウ 深夜でも直ちに何らかの対応を必要とする場合

エ 翌日にも抗議、要望などが予想される場合 など

③ 収集した危機情報（特に被害情報、応急対策の内容等）は、市町村、消防本部、警察、海上保安部その他防災関係機関、県出先機関等にフィードバックし、相互に連携した応急対策の実施に役立てるものとする。

第2節 対応体制の確立



1 行動指針

- (1) 担当部局は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合、次表のとおり危機レベルに応じ、危機への対応体制を決定し、実施するものとする。

なお、発生した危機の原因が不明な場合又は対応すべき担当部局が不明な場合は、担当部局が決定するまでの間、危機管理監が速やかに対処するものとする。この場合において、危機の態様や国の対応状況等を総合的に勘案し、危機管理監と関係部局長が協議の上、担当部局を決定するものとする。

《危機レベルに応じた対応体制》

危機レベル	被害又は社会的影響の程度等	対応体制
危機レベル 1	<ul style="list-style-type: none"> 危機が発生し、又は発生するおそれがあるが、その被害又は社会的影響が限定的であり、担当部局で対応可能と判断される場合 その他、担当部局長が判断した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 担当部局において定めるマニュアル等に基づき対応
危機レベル 2	<ul style="list-style-type: none"> 危機が発生し、又は発生するおそれがあり、その被害又は社会的影響の程度が大きい、担当部局及び関係課で対応可能と判断される場合 その他、担当部局長が判断した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 担当部局及び関係課で構成する対策会議等 危機管理連絡（課長）会議
危機レベル 3	<ul style="list-style-type: none"> 以下のア～エのいずれかに該当する場合 ア 多数の人的被害（死者・行方不明者 10 人以上の事故又はこれと同等の被害となることが予想される事故）が生じるおそれがある場合 イ 油流出等の大規模かつ特殊な事故が生じた場合 ウ 複数の市町村で対策本部が設置される場合 エ その他当該事案による社会的影響度等を勘案し、知事が必要と認める場合 <p>※各計画に基づく対策本部 富山県地域防災計画、富山県石油コンビナート等防災計画、富山県国民保護計画、富山県新型インフルエンザ対策行動計画に基づく対策本部は、それぞれの計画によるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理対策本部 災害対策本部 石油コンビナート等防災本部 国民保護対策本部 緊急対処事態対策本部 新型インフルエンザ等対策本部

※危機レベルは 1 → 2 → 3 の順に体制移行しない場合があることに留意

① 危機レベル 1

担当部局は、危機が発生し、又は発生するおそれがあるが、その被害又は社会的影響が限定的であり、担当部局で対応可能と判断される場合や、その他、担当部局長が判断した場合には、担当部局において定めるマニュアル等に基づき対応を実施する。

② 危機レベル2

担当部局は、危機が発生し、又は発生するおそれがあり、その被害又は社会的影響の程度が大きい、担当部局及び関係課で対応可能と判断される場合や、その他、担当部局長が判断した場合、担当部局長等を長として、担当部局及び関係課で構成する対策会議等を設置する。

または、危機管理監は、必要に応じて危機管理連絡（課長）会議を開催する。

③ 危機レベル3

知事は、危機の内容が、上表のア～エの基準のいずれかに該当するものと認めるときは、知事を本部長とする危機管理対策本部を設置し、全庁的に対応する。ただし、富山県地域防災計画に基づく富山県災害対策本部や富山県石油コンビナート等防災計画に基づく富山県石油コンビナート等防災本部、富山県国民保護計画に基づく富山県国民保護対策本部及び富山県緊急対処事態対策本部、富山県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく富山県新型インフルエンザ等対策本部の設置については、それぞれの計画によるものとする。

- (2) 各部担当部局は、市町村や関係機関と連携を図りつつ、各種対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

2 職員の緊急参集と指揮命令系統の確立

- (1) 危機の所管が明確な場合は、所管部局は、富山県地域防災計画に準じて、あらかじめ指定している非常参集要員を速やかに配備するとともに、必要に応じて関係各課職員の参集を要請するものとする。
- (2) 危機の所管が不明確な場合は、危機管理監は、関係部局連絡課を通じてあらかじめ各部局において指定している非常参集要員の迅速な配備を要請するものとする。
- (3) 職員の非常参集を要請された所属長は、効率的な指揮命令系統を速やかに確立するとともに、職員間で情報の共有化が図られるよう努めるものとする。

《指揮命令系統の具体例》

補佐以上（【 】は緊急時）	各係（【 】は緊急時）
〇〇課 課長【総括】 主幹【対策担当】 課長補佐【情報担当】	管理係【総務班・職員班（参集・安否確認）】
	第一係【情報収集伝達班（出先機関・市町村）】
	第二係【情報収集伝達班（国・関係機関）、広報班】
	第三係【応急対策班、情報分析班など】

第3節 危機管理対策本部の設置

1 名称

危機管理対策本部は、事案の内容に応じて、「〇〇（事案名）対策本部」と称する。

2 設置手続き

- (1) 危機管理対策本部設置までの流れは、「危機発生時の対応フロー」（P12 参照）のとおりとする。
- (2) 危機管理監は、知事の指示等に基づき、危機管理対策本部の設置にあたるものとする。
- (3) 危機管理対策本部を設置した場合には、報道機関への発表等を通じ、速やかに県民に向けて広報するものとする。
- (4) 危機管理対策本部を設置した場合には、本部入口に対策本部名を明示するとともに、関係者以外の立入りを制限することができるものとする。

3 開設及び閉鎖

危機管理対策本部は、危機管理対策本部の設置基準（前節1－（1）危機レベル3）のいずれかに該当する場合に開設し、危機への応急対策が完了したとき、危機が発生しなかったとき、又は富山県災害対策本部若しくは富山県国民保護対策本部若しくは富山県緊急対処事態対策本部若しくは富山県新型インフルエンザ等対策本部が開設されたときは閉鎖するものとする。

4 設置場所

危機管理対策本部は、防災危機管理センター5階大会議室に設置し、同本部室を4階オペレーションルームに開設するものとする。ただし、防災危機管理センターが使用できない場合は、富山県地域防災計画に準じて、県広域消防防災センターや県警本部等に臨時に危機管理対策本部を設けるものとする。

5 組織

(1) 本部長

本部長は、知事とする。

(2) 副本部長

副本部長は、副知事とする。

(3) 本部員

本部員は、危機管理監、関係部局長その他本部長が必要と認める者とする。

(4) 本部室

本部室長は危機管理監とし、庶務は危機管理課で行うものとする。

なお、必要に応じて、防災課、消防課、広報課、人事課に協力を求めるものとする。

(5) 部及び班の設置

① 危機管理対策本部に、別添1に掲げる部及び班を置くものとする。

② 部及び班の分掌事務については、別添1に定めるとおりとする。

③ 部及び班に関するその他の事項については、富山県地域防災計画及び富山県災害時受援計画に準拠するものとする。

(6) 支部及び現地対策本部の設置

- ① 本部長は、当該危機の規模、態様その他の状況により、被災現地において、市町村と緊密に連携を図りつつ、応急対策を推進する必要があると認めるときは、支部及び現地対策本部を置くことができる。
- ② 支部及び現地対策本部に関する事項については、富山県地域防災計画に準拠するものとする。

6 職務代理

知事が不在の場合の本部長職務代理は、次の順位によるものとする。

第1順位：副知事（危機管理担当）

第2順位：その他の副知事

第3順位：危機管理監

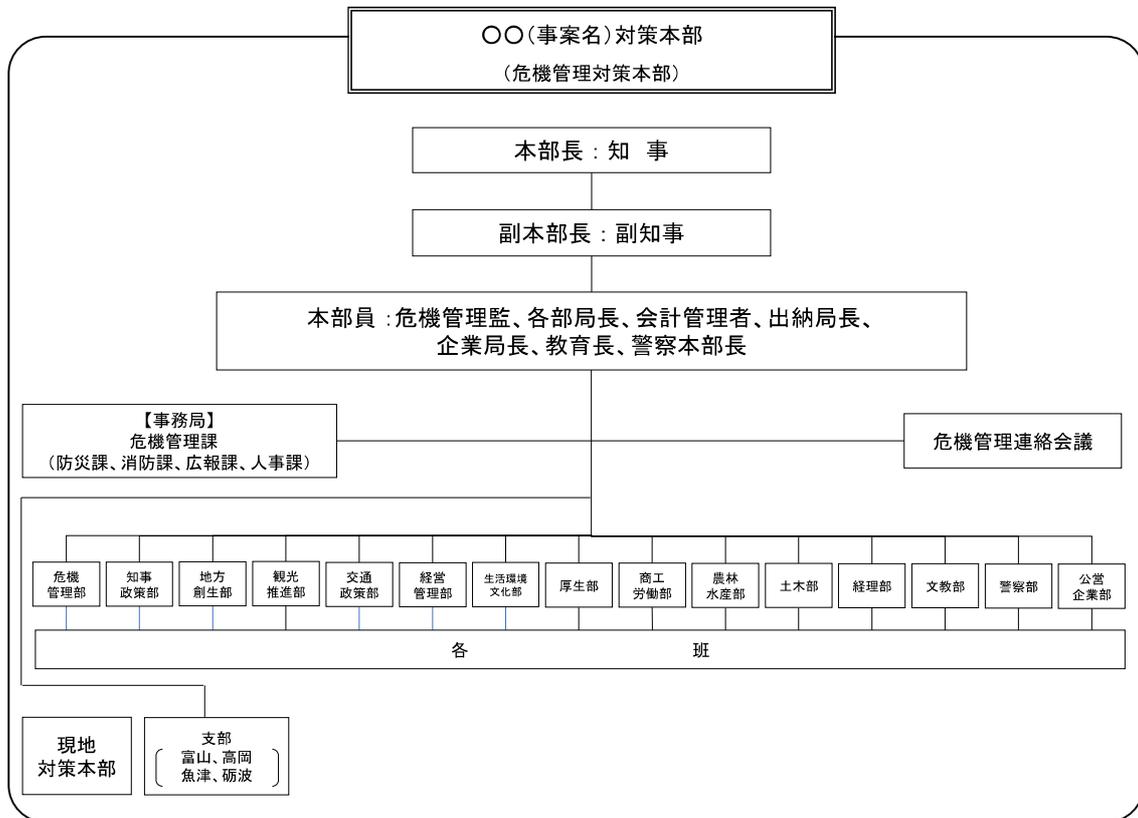
7 国及び市町村の対策本部との連携

- (1) 国の現地対策本部が設置される場合は、本部庁舎内に準備し、緊密な連携に努めるものとする。
- (2) 市町村の対策本部が設置された場合は、相互に連絡員を派遣するなど密接な連携を図り、適切な応急対策の実施に努めるものとする。

8 その他

その他危機管理対策本部に関する事項は、別に設置要綱で定めるものとする。

《危機管理対策本部の組織》



第4節 応急対策の実施

1 行動指針

- (1) 応急対策については、富山県地域防災計画及び富山県災害時受援計画に準拠して実施するものとする。
- (2) 県民の生命、身体、財産の安全と被害拡大防止の観点から、危機類型に関わらず共通の応急対策として、危機管理共通マニュアル（別添2）に基づき、次に掲げる6項目（2～7）を最優先に実施するものとする。
- (3) 対策の実施にあたっては、市町村や関係機関との連携を図り、効果的に実施するよう努めるものとする。また、専門家による被害予測等を活用し、的確な対策を講じるよう努めるものとする。

2 救助・応急活動

救助・救急活動については、一次的には市町村の消防が実施するものであるが、県は、危機管理共通マニュアル1（応急救助の対応）に基づき、救助・救急活動が円滑に行われるよう関係機関との連絡調整にあたるとともに、救助資機材の調達、救助・救急応援要請への対応、ヘリコプターの出動、近隣市町村や自衛隊等への応援要請などを行うものとする。

なお、詳細については、富山県地域防災計画及び富山県災害時受援計画に準拠して実施することとする。

3 医療救護活動

医療救護活動については、一次的には市町村が実施するものであるが、県は、危機管理共通マニュアル2（医療救護班の派遣）に基づき、市町村、医師会、日本赤十字社、公的病院等との連携協力体制を確立し、速やかに医療救護班を出動させるとともに、医療救護所の支援、後方医療体制、医薬品・血液の供給など医療救護活動への支援、広域調整を行うものとする。

なお、詳細については、富山県地域防災計画及び富山県災害時受援計画に準拠して実施することとする。

4 避難・救援活動

避難・救援活動については、一次的には市町村が実施するものであるが、県は、危機管理共通マニュアル3（避難活動の対応）、同4-1（食料、生活必需品の供給）及び同4-2（救援物資の流れ）に基づき、避難用資機材の調達、避難場所の運用、避難路の確保、被災者の移送、備蓄物資や流通備蓄の調達・輸送、日本赤十字社等への物資の供給要請など、円滑な避難・救援活動が行われるよう必要な支援を行うものとする。ただし、当該危機の発生により市町村がその事務を行うことができなくなった場合は、知事は当該市町村長に代わって必要な避難活動を実施するものとする。

なお、詳細については、富山県地域防災計画及び富山県災害時受援計画に準拠して実施することとする。

5 交通の確保・緊急輸送

危機発生時において、県は、危機管理共通マニュアル5（交通規制の実施）及び同6（緊急交通路の確保）に基づき、関係機関（国土交通省、県警、市町村等）と連携して、速やかに陸上・海上・航空輸送路を確保するとともに、人員・物資の輸送に要する車両、船舶、ヘリコプター等を確保するな

ど必要な措置を講じるものとする。

なお、詳細については、富山県地域防災計画及び富山県災害時受援計画に準拠して実施することとする。

6 消火活動

消火活動については、一次的には市町村の消防が実施するものであるが、県は、危機管理共通マニュアル7（消火活動の対応）に基づき、ヘリコプターの調達・出動、広域応援要請、消防庁への要請など円滑な消火活動が行われるよう必要な支援措置を講じるものとする。

なお、詳細については、富山県地域防災計画及び富山県災害時受援計画に準拠して実施することとする。

7 広域応援要請

県は、市町村からの応援要請その他広域応援要請が必要と認める場合は、危機管理共通マニュアル8（広域応援要請の流れ）に基づき、他の市町村や自衛隊、消防庁等に災害派遣要請を行うものとする。また、必要に応じて、日本赤十字社、NHKなどの公共的団体や中部9県1市等との間であらかじめ定められた災害時等応援協定に基づき、必要な応援要請を行うものとする。

なお、詳細については、富山県地域防災計画及び富山県災害時受援計画に準拠して実施することとする。

第5節 危機広報の活用

1 行動指針

- (1) 危機発生時において、「スピード」と「情報開示」を旨として、安全に関する情報や県の講じた対策等を、多様な手段により、迅速かつ積極的に広報することを原則とする。
- (2) 情報の輻輳による混乱を防止するため、危機広報は各部局次長の責務において対処することを基本とし、担当部局は広報課と協議の上、定時記者会見を設定するなど窓口の一本化を図るものとする。
- (3) 当該危機が担当部局のみでは対処しきれないと判断される場合には、各部局次長は速やかに危機管理監と協議し、広報課長をもって危機広報に対処させることができるものとする。

2 広報内容

危機広報においては、以下の情報について重点的に広報するものとする。

なお、詳細については、富山県地域防災計画に準拠して実施することとする。

- ・当該危機の概要及び被害状況に関する情報
- ・安否情報及び安否の問合せ先等に関する情報
- ・避難所の設置等県民の安全を確保する上で必要となる情報
- ・県として講じた初動対応（対策本部の設置等）に関する情報
- ・県として講じた応急対策に関する情報
- ・その他必要な情報

3 広報手段

- (1) 広報すべき内容の緊急度、重要度に応じ、①記者発表、②報道機関への情報提供、③ホームページの活用、④関係機関（市町村等）への協力要請等の手段を使い分けるものとする。
- (2) 家族の安否確認など県民からの多数の問い合わせが予想される場合は、広報課と協議の上、相談窓口（受付専用電話の設置・設定）を設置するものとする。

別添 1 危機管理対策本部の部、班の編成及び分掌事務

(「危機管理基本指針」第3章第3節第5関連、「富山県危機管理対策本部設置要綱」第6条第2項関連)

危機管理対策本部の部、班の編成及び分掌事務		
部	班	分 掌 事 務 (○数字は「富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程」から準用している項目)
危機管理 部	防災・危機管理班	1 危機管理対策本部の本部室に関すること。 2 各部との連絡調整に関すること。 ③ 各部の応急対策及び被害報告のとりまとめに関すること。 4 海外の大規模テロ等の際の県民の安否確認の総括 ⑤ 緊急輸送車両の確認証明に関すること。 ⑥ 気象情報の授受及び通報並びに非常配備に関すること。 ⑦ 自衛隊の出動要請及び活動状況の把握に関すること。 ⑧ 災害救助活動の総括に関すること。 ⑨ 災害救助法の適用に関すること。 10 救援物資の備蓄、搬送及び配分に関すること。 ⑪ 受援・応援に係る総合調整に関すること。 ⑫ その他各部各班に属しないこと。
	消防班	1 危機管理対策本部本部室の支援に関すること。 ② 事故現場に出勤した消防部隊の指導連絡に関すること。 ③ 市町村の消防の相互応援に関すること。 ④ 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類等の事故対策に関すること。
	航空運用調整班	① ヘリコプターの運航調整に関すること。
知事 政策 部	総合政策班	① 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 ② 政府、国会その他関係機関に対する要望事項のとりまとめに関すること。 3 知事会との連絡に関すること。
	広報班	1 危機管理対策本部本部室の支援に関すること。 ② 広報広聴活動の総括に関すること。 3 苦情処理対策に関すること。 4 広報(県ホームページの管理)に関すること。
	政策推進班	① 他班実施事項の応援に関すること。
	企画班	① 他班実施事項の応援に関すること。
地方 創生 部	ワンチームとやま推進班	① 市町村からの応援依頼に関すること。 ② 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。
	デジタル化推進班	1 情報セキュリティ対策に関すること。 ② 庁内LAN及び関連システム・サービスの維持に関すること。
	多文化共生推進班	1 海外の危険情報の収集に関すること。 ② 外国人の援護対策に関すること。
観光 推進 部	観光振興班	① 観光施設(ホテル・旅館を含む。)の事故対策に関すること。 ② 観光客の事故対策に関すること。 ③ 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。
	観光資源活用班	① 他班実施事項の応援に関すること。
交通 政策 部	地域交通・新幹線政策班	① 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 ② 公共交通機関の被害に関する情報のとりまとめに関すること。 ③ 列車による緊急物資輸送の連絡調整に関すること。
	航空政策班	① 富山空港の事故対策に関すること。 ② 緊急物資の輸送に係る空港の使用に関すること。 3 ハイジャック対策に関すること。
経 営 管 理 部	人事班	1 危機管理対策本部本部室の支援に関すること。 ② 職員の動員に関すること。 ③ 他の都道府県への応援依頼に関すること。 4 職員が巻き込まれた事件又は事故に関する情報収集、安否確認及び被災給付に関すること。 5 職員の事故対策(海外派遣、出張等)に関すること。 ⑥ 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。
	秘書班	① 本部長及び副本部長の秘書に関すること。
	法務文書班	① 不服申立て、訴訟等の処理の指導、助言及び調整に関すること。 ② 公文書の保管に関すること。 3 不審郵便物対策に関すること。
	統計調査班	① 他班実施事項の応援に関すること。
	学術振興班	① 私立学校の事故対策に関すること。
	財政班	① 応急対策に関する予算措置に関すること。 ② 県議会との連絡に関すること。
	財産管理班	① 県有財産の被害調査の取りまとめに関すること。 ② 県有自動車(乗用)の配備に関すること。 ③ 臨時電話の配備及び庁内放送に関すること。 ④ 庁舎内外の整備に関すること。 ⑤ 防災行政無線の運用に関すること。 6 県庁来庁者の避難誘導及び安全保護対策に関すること。 7 庁内での不審物対策に関すること。 8 庁舎の管理妨害対策及び火災対策に関すること。
	税務班	① 県税の減免等に関すること。
	首都圏本部班	1 国会、中央省庁等の情報収集及び連絡調整に関すること。

部	班	分 掌 事 務(○数字は「富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程」から準用している項目)
生活 環境 文化 部	県民生活班	① 生活環境対策の総括に関すること。 ② 生活関連物資の緊急需給調整に関すること。 ③ 拉致問題(国との連絡調整)に関すること。 ④ ボランティア活動に関すること。 ⑤ 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。
	文化振興班	① 他班実施事項の応援に関すること。
	スポーツ振興班	① 体育施設の事故対策に関すること。
	環境政策班	① 廃棄物処理施設の事故対策に関すること。 ② 廃棄物の処理対策に関すること。 ③ 不法な産業廃棄物投棄への対策に関すること。
	自然保護班	① 自然環境保全地域等の事故対策に関すること。 ② 自然公園内の施設の事故対策に関すること。
	環境保全班	① 公害関係施設の事故対策に関すること。 ② 大規模な公害発生時の連絡調整に関すること。
厚 生 部	厚生企画班	① 被災者生活再建支援法及び保健医療福祉調整本部に関すること。 ② 生活保護及び法定外援助に関すること。 ③ 国民健康保険関係施設等の事故対策に関すること。 ④ 国民健康保険等の保険料の徴収、給付等の特別措置に関すること。 ⑤ 拉致家族支援に関すること。 ⑥ 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。
	高齢福祉班	① 被災高齢者の援護に関すること。 ② 老人福祉施設の事故対策に関すること。 ③ 保健医療福祉調整本部の応援に関すること。
	こども家庭班	① 被災児童の援護に関すること。 ② 児童福祉施設の事故対策に関すること。 ③ 被災者に対する母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の融通に関すること。 ④ 保健医療福祉調整本部の応援に関すること。
	障害福祉班	① 被災障害者の援護に関すること。 ② 障害福祉施設の事故対策に関すること。 ③ 保健医療福祉調整本部の応援に関すること。
	医務班	① 医療機関との連絡調整に関すること。 ② 救護班の編成に関すること。 ③ 救護所の開設に関すること。 ④ 健康危機の総括に関すること。 ⑤ 医療事故の対策に関すること。 ⑥ 保健医療福祉調整本部の応援に関すること。
	健康班	① 精神保健に関すること。 ② 保健衛生に関すること。 ③ 保健医療福祉調整本部の応援に関すること。
	感染症対策班	① 防疫対策に関すること。 ② 感染症対策及び蔓延防止対策に関すること。
	生活衛生班	① 環境衛生の保持に関すること。 ② 環境衛生関係施設の事故対策に関すること。 ③ 飲料水の供給及び飲料水事故対策に関すること。 ④ 死体の処理の指導、指示及び事故対策に関すること。 ⑤ 大規模食中毒及び食品への異物混入事故対策に関すること。 ⑥ 飼養動物の保護等に関すること。 ⑦ 保健医療福祉調整本部の応援に関すること。
	薬事指導班	① 医薬品に関すること。 ② 医薬品等による健康被害対策に関すること。 ③ 医薬品製造施設等の事故対策に関すること。 ④ 保健医療福祉調整本部の応援に関すること。
	くすり振興班	① 医薬品に関すること。 ② 医薬品製造施設等の事故対策に関すること。 ③ 保健医療福祉調整本部の応援に関すること。
商 工 労 働 部	成長産業推進班	① 商工対策の総括に関すること。 ② 商工業関係資材等の緊急輸送手配の総括に関すること。 ③ 工場、事業場等の事故対策に関すること。 ④ 経済危機対策の総括に関すること。 ⑤ 応急対策及び救助に係る労務者の確保の要請に関すること。 ⑥ 物流に関すること。 ⑦ 電力、燃料等の災害対策に関すること。 ⑧ 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。
	地域産業振興班	① 中小企業に対する復旧資金のあっせん及び助成に関すること。 ② 金融危機対策の総括に関すること。
	多様な人材活躍推進班	① 労働者の状況調査に関すること。 ② 大量離職者対策に関すること。

部	班	分 掌 事 務(○数字は「富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程」から準用している項目)
農 林 水 産 部	農林水産企画班	① 農林水産関係の事故対策の総括に関する事。 ② 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事。
	市場戦略推進班	① 他班実施事項の応援に関する事。
	農産食品班	① 農産園芸特産物及び農産園芸関係施設の事故対策に関する事。 ② 農作物、農産園芸特産物の種苗及び生産資材の緊急あっせんに関する事。 ③ 主食(米穀等)、生鮮食料品等の調達に関する事。
	農業経営班	① 農業関係者に対する復旧資金のあっせん及び助成に関する事。
	農業技術班	① 農作物及び農業施設の事故対策に関する事。 ② 農作物の病害虫発生予防に関する事。 ③ 家畜、家きん、畜産施設及び畜産物の事故対策に関する事。 ④ 家畜飼料に関する事。 ⑤ 家畜の伝染病の防疫に関する事。
	農村整備班	① ため池、用排水路、頭首工、農道、農道橋等の農業用施設の事故対策に関する事。 ② 湛水農地の排水に関する事。 ③ 農業ダムの事故対策に関する事。
	農村振興班	① 他班実施事項の応援に関する事。
	森林政策班	① 林産物の事故対策に関する事。 ② 木、竹材等の応急対策用資材のあっせんに関する事。 ③ 林業関係者に対する復旧資金のあっせん及び助成に関する事。 ④ 治山及び林道施設の事故対策に関する事。 ⑤ なだれの危険防止その他のなだれ対策に関する事。
	水産漁港班	① 水産関係(漁港施設を含む。)の事故対策に関する事。 ② 漁船等の応急使用に関する事。 ③ 水産物の調達に関する事。 ④ 水産業関係者に対する復旧資金のあっせん及び助成に関する事。
	土 木 部	管理班
建設技術企画班		① 部内の事故対策の総括に関する事。 ② 事故等による部内所管の公共土木施設の被害報告のとりまとめに関する事。 ③ 土木建設機械等の調達及び運用に関する事。 ④ 応急復旧及び緊急措置に要する諸資材の調達に関する事。
道路班		① 県管理道路の交通規制情報のとりまとめに関する事。 ② 県管理道路の事故対策に関する事。 ③ 高速自動車道及び市町村道に関する情報のとりまとめに関する事。 ④ 道路雪寒対策施設の事故対策に関する事。 ⑤ 道路の除雪に関する事。
河川班		① 県管理河川、海岸(河川局)及びダム(部所管)の事故対策に関する事。 ② 県管理以外の河川、海岸及びダムの事故情報の収集及びとりまとめに関する事。 ③ 水防活動の総括に関する事。 ④ 水防情報の収集、水防管理団体との連絡及び指導に関する事。
砂防班		① 砂防、地すべり、急傾斜及びなだれに係る事故対策に関する事。
港湾班		① 伏木富山港及び魚津港並びに港湾の石油基地の事故対策に関する事。 ② 緊急物資の輸送に係る港湾の使用に関する事。 ③ シージャック対策に関する事。
都市計画班		① 街路事業の施行に伴う事故対策に関する事。 ② 土地区画整理事業の施行に伴う事故対策に関する事。 ③ 都市公園の管理及び事業の施行に伴う事故対策に関する事。 ④ 下水道施設の事故対策に関する事。 ⑤ 連続立体交差事業(付帯する街路事業等含む。)の施工に伴う事故対策に関する事。
建築住宅班		① 応急仮設住宅対策に関する事。 ② 建築物の応急危険度判定に関する事。 ③ 県営住宅の応急修理等に関する事。
営繕班		① 他班実施事項の応援に関する事。
経 理 部		検査班
	出納班	① 災害救助基金の出納に関する事。 ② 義援金の出納及び保管に関する事。 ③ 県の公金管理対策(ペイオフ対策を含む。)に関する事。
	総務会計班	① 応急対策用物資の購入等の契約に関する事。 ② 義援物品の出納及び保管に関する事。

部	班	分 掌 事 務(○数字は「富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程」から準用している項目)
文 教 部	教育企画班	① 部内職員の動員(教職員を除く。)に関する事。 ② 教育関係施設の事故対策に関する事。 ③ 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事。
	生涯学習・文化財班	① 公民館等の事故対策に関する事。 ② 避難所収容者に対する生活指導に関する事。 ③ 応急活動に協力する婦人会、青年団等の連絡調整に関する事。 ④ 文化財の事故対策に関する事。
	教職員班	① 教職員の動員に関する事。
	小中学校班	① 被災教職員の援護に関する事。 ② 小中学校の被災児童生徒の授業に関する事。 ③ 小中学校の被災児童生徒の教科書等の支給に関する事。
	県立学校班	① 被災児童生徒の授業に関する事。 ② 被災児童生徒の教科書等の支給に関する事。 ③ 被災児童生徒の就学援助に関する事。
	児童生徒支援班	① 他班実施事項の応援に関する事。
	県立高校改革推進班	① 他班実施事項の応援に関する事。
	保健体育班	① 被災児童生徒の保健管理、学校給食に関する事。
警 察 部	県警本部	① 災害警備部隊の編成及び運用に関する事。
	(県警本部長の定めるところ による。)	② 交通の規制及び広報、緊急通行車両の確認その他交通の安全と円滑の確保に関する事。 ③ 警察通信の保全及び運用に関する事。
公 営 企 業 部	経営管理班	① 県営発電施設の事故対策の総括に関する事。 ② 県営上水道及び工業用水道の事故対策の総括に関する事。 ③ 県営駐車場及びゴルフ練習場の事故対策に関する事。 ④ 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事。
	電気班	① 発電所発電施設の事故対策に関する事。
	水道班	① 水道施設及び工業用水道施設の事故対策に関する事。
<p>備考 各部及び各班の共通の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 事故(災害)関係情報の収集に関する事。 (2) 被害状況の調査に関する事。 (3) 関係各省及び各機関への被害状況等の報告及び通報に関する事。</p>		

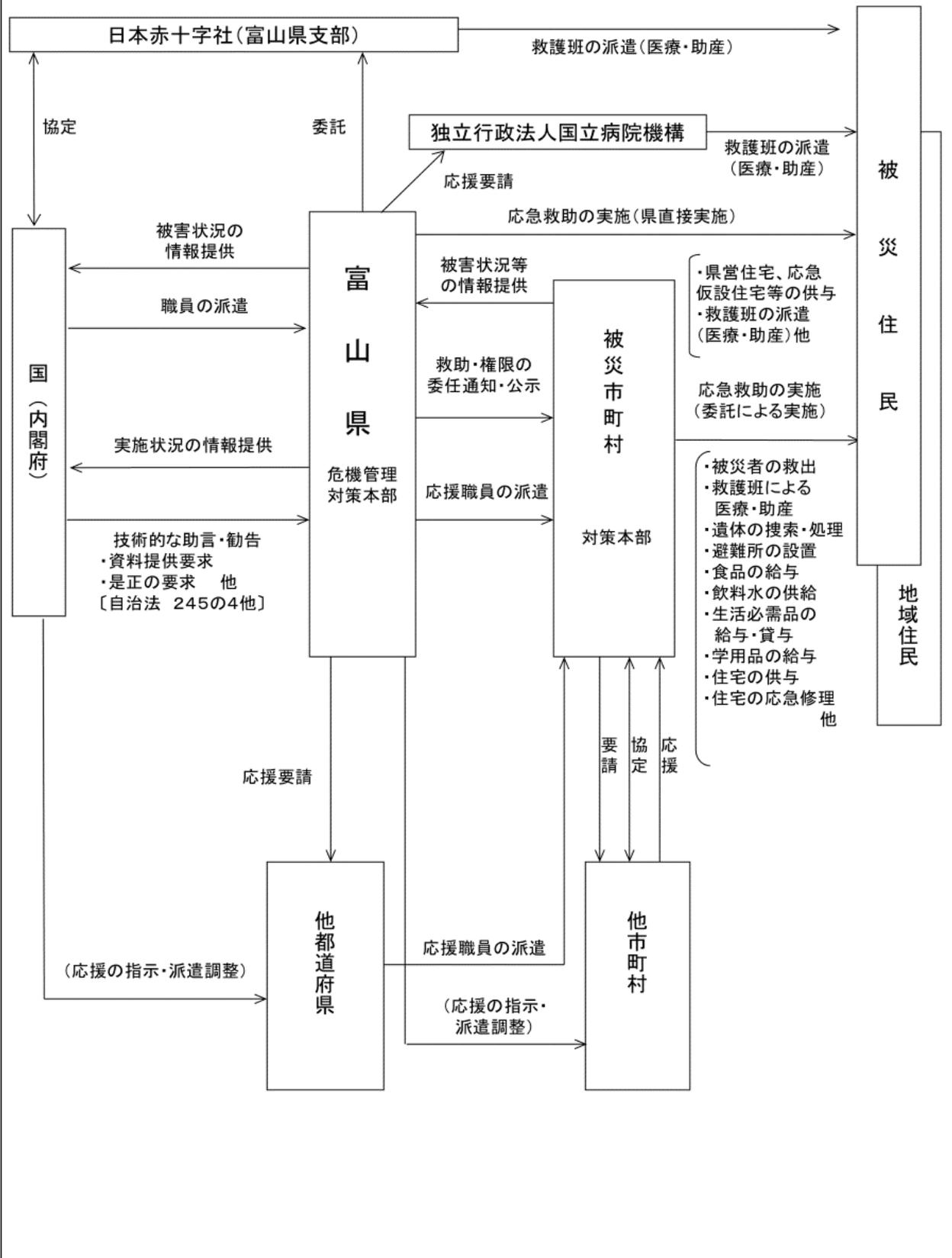
別添2 危機管理共通マニュアル

(「危機管理基本指針」第2章第5節関連、第3章第4節関連)

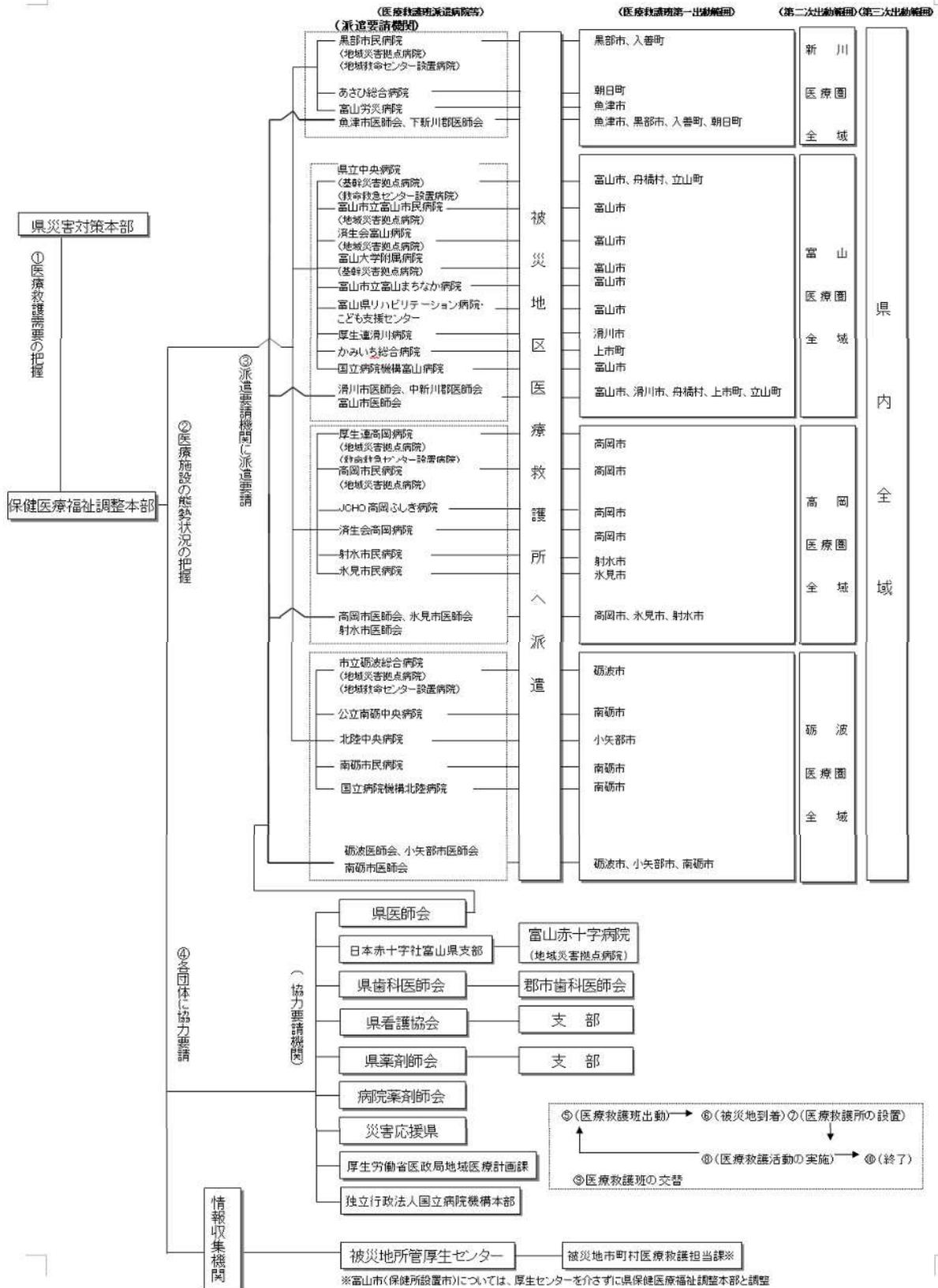
危機管理共通マニュアル

マニュアル1	応急救助の対応	25
マニュアル2	医療救護班の派遣	26
マニュアル3	避難活動の対応	27
マニュアル4-1	食料、生活必需品の供給	28
マニュアル4-2	救援物資の流れ	29
マニュアル5	交通規制の実施	30
マニュアル6	緊急交通路の確保	31
マニュアル7	消火活動の対応	32
マニュアル8	広域応援要請の流れ	33

<災害救助法による応急救助の実施概念図>



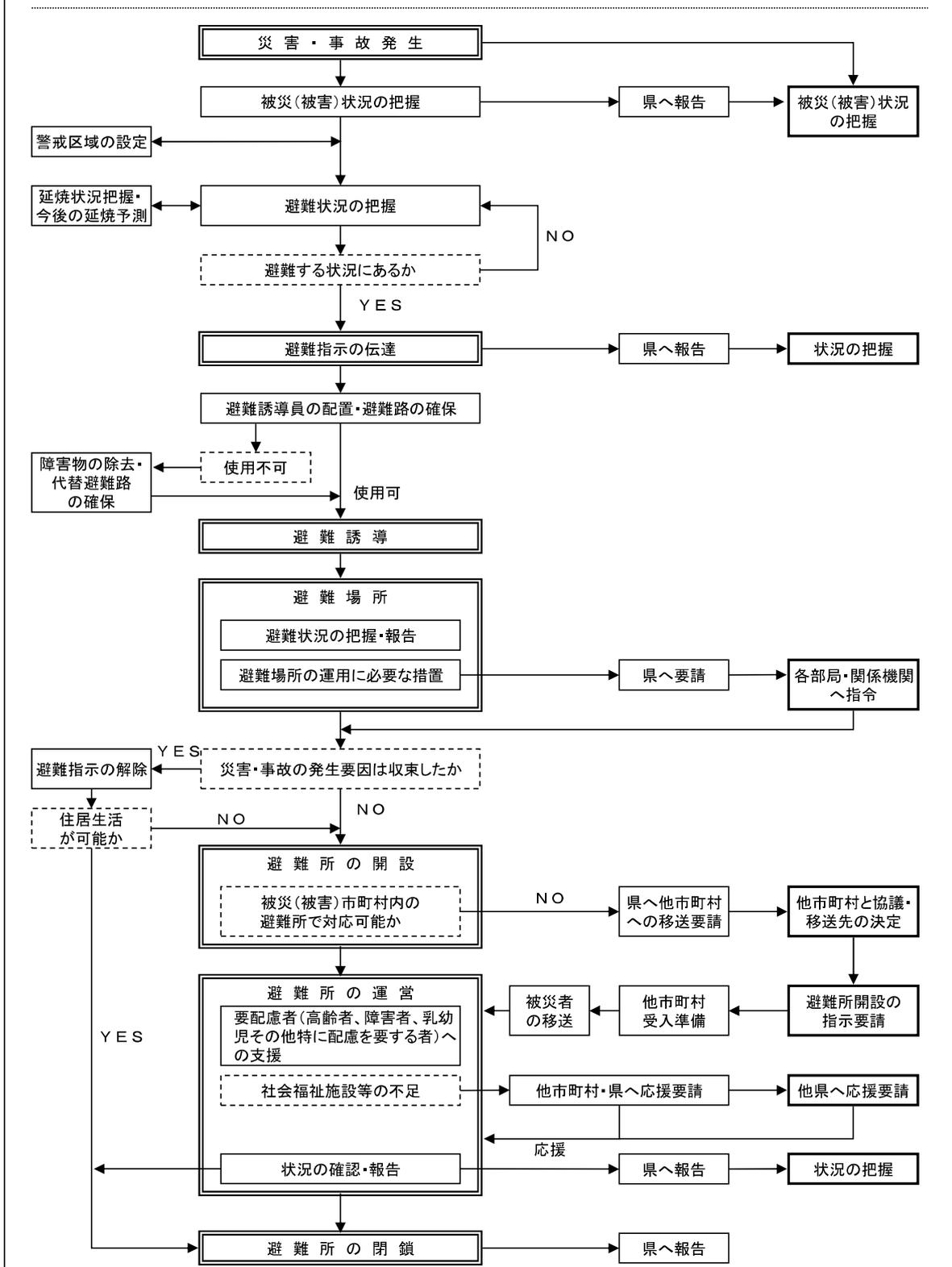
マニュアル2 医療救護班の派遣（地域防災計画 医療救護体制に準拠）



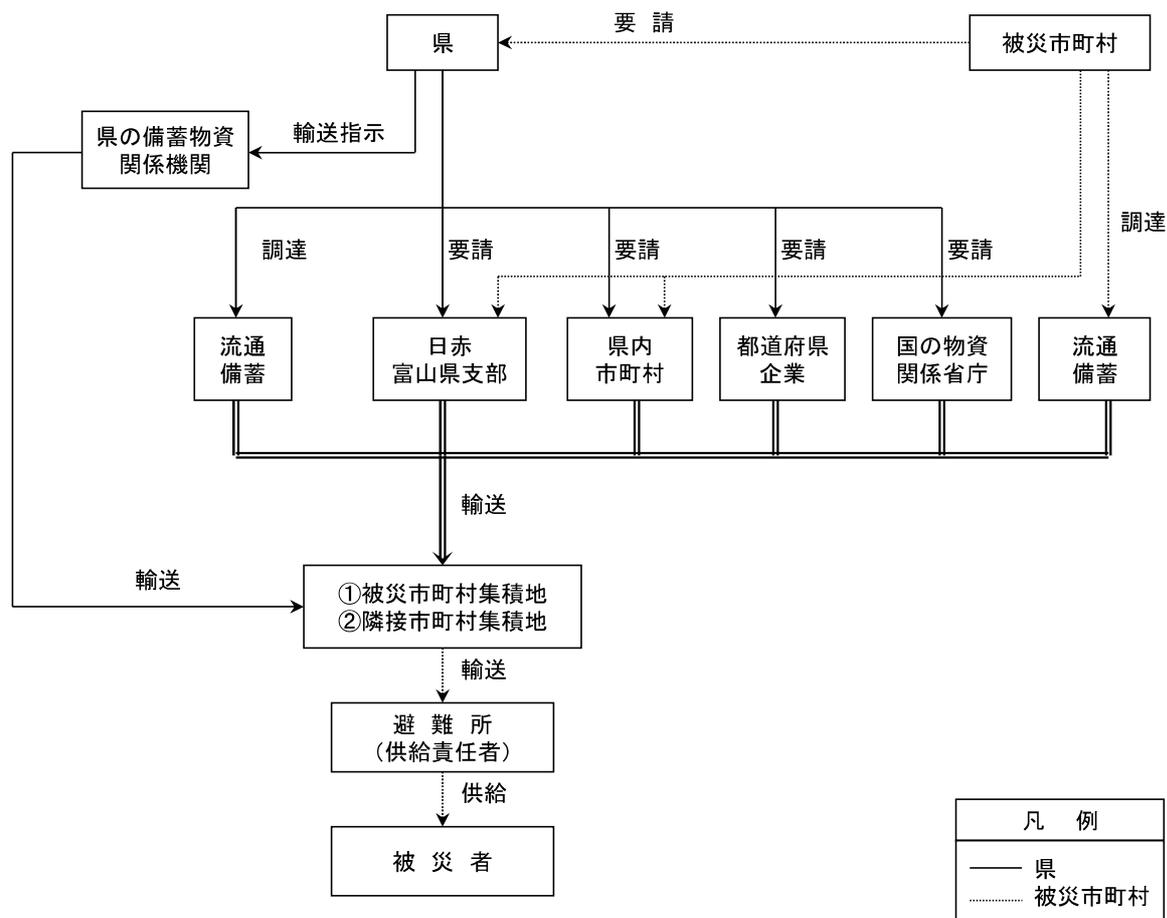
マニュアル3 避難活動の対応(地域防災計画 避難活動に準拠)

[市町村]

[県]



マニュアル4-2 救援物資の流れ

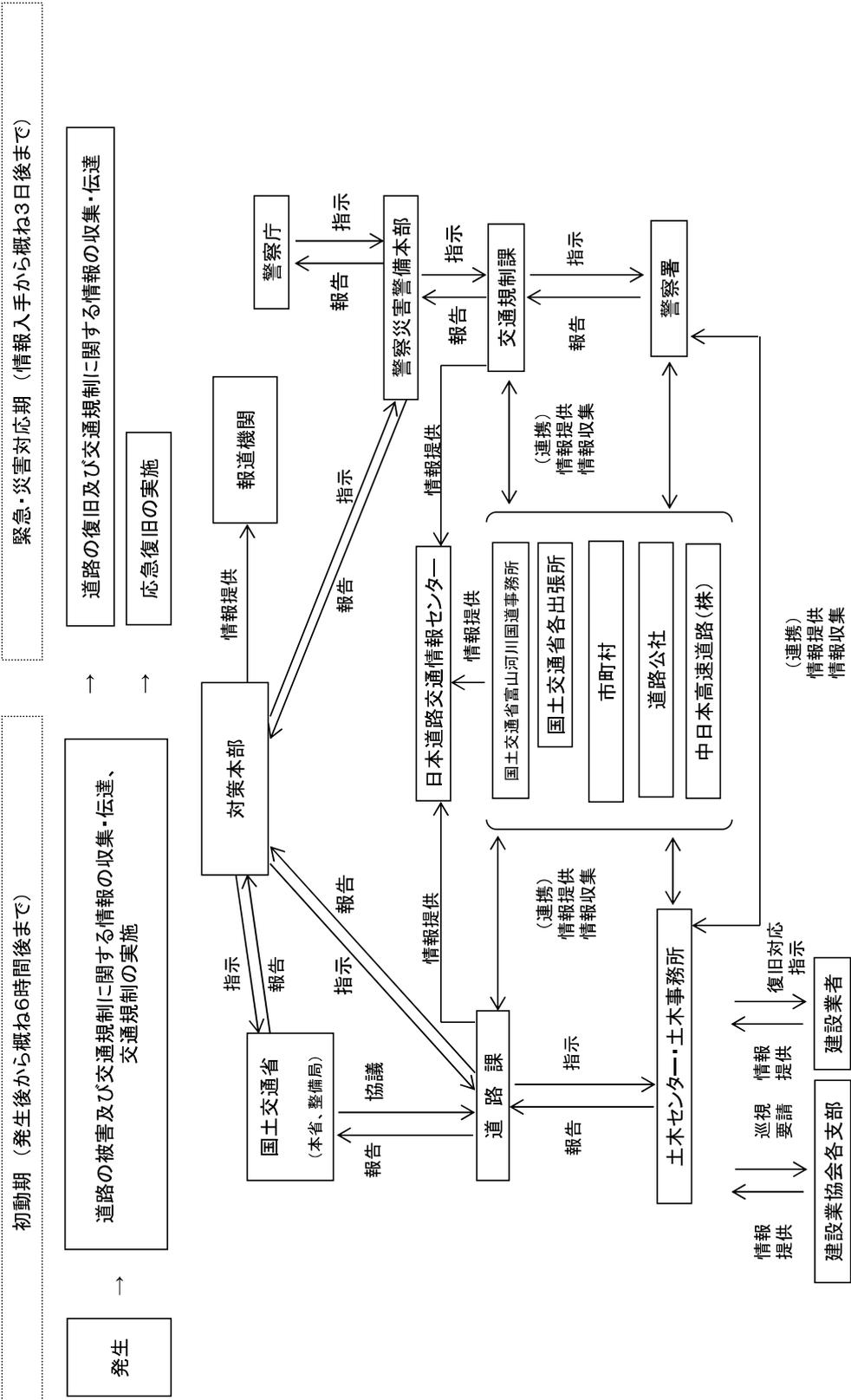


凡 例	
—	県
.....	被災市町村

機 関 名	実 施 内 容
市 町 村	1 市町村は、災害時において市町村が実施する被災者に対する炊出しその他による食料・生活必需品の給与のための調達計画（備蓄を含む。）を樹立しておくものとする。 2 調達計画は、米穀等の主食、副食、生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定めておくものとする。 3 市町村長は、災害救助法適用後、食料・生活必需品の給与の必要が生じたとき、直ちに知事の指示を受け、状況によりその調達を県危機管理局に連絡する。
県危機管理局	1 市町村から要請があったとき、又は県危機管理局が被害状況から必要と認めるときは、県危機管理局が備蓄している非常食・生活必需品の供給や、流通備蓄を調達する。 2 不足する場合は、直ちに所要量の調達を県農林水産部、他市町村、日赤富山県支部等に依頼若しくは要請する。
県農林水産部	1 県危機管理局から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、農林水産省（食糧・物資支援チーム）及びあらかじめ協力依頼している業界等を通じて必要量を調達する。 2 玄米の場合には、県内の米穀販売事業者等に精米を委託し、配送する。 3 生鮮食料品については、卸売市場から調達する。 4 調達した食料は、県危機管理局と協議のうえ定めた引継場所まで配送し、引き渡すものとする。

※ 大規模災害発生時には「富山県災害時受援計画」に基づき、県災害対策本部危機管理部総務班内に「受援・応援グループ」を設置し、県内外からの受援・応援に関する総合調整・とりまとめ業務を行う。

マニュアル5 交通規制の実施(地域防災計画 交通規制の実施に準拠)



マニュアル6

緊急交通路の確保(地域防災計画 緊急交通路の確保に準拠)

初動期
(発生後から概ね1時間後まで)

発生

全体の
流れ

緊急・対応期
(情報入手から概ね半日後まで)

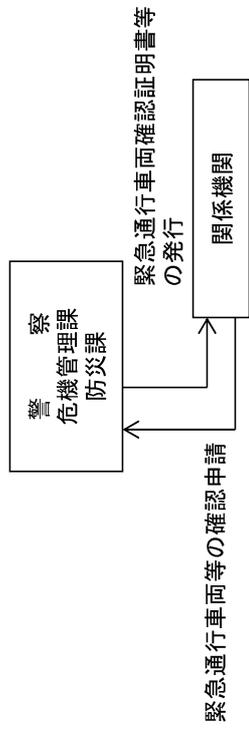
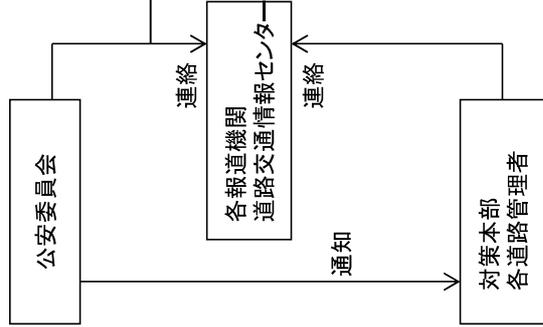
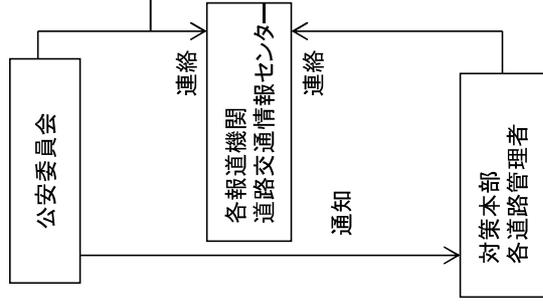
緊急交通路、一般
車両迂回路の指定

交通規制の実施
放置車両撤去等

対応期
(概ね半日後から概ね3日後まで)

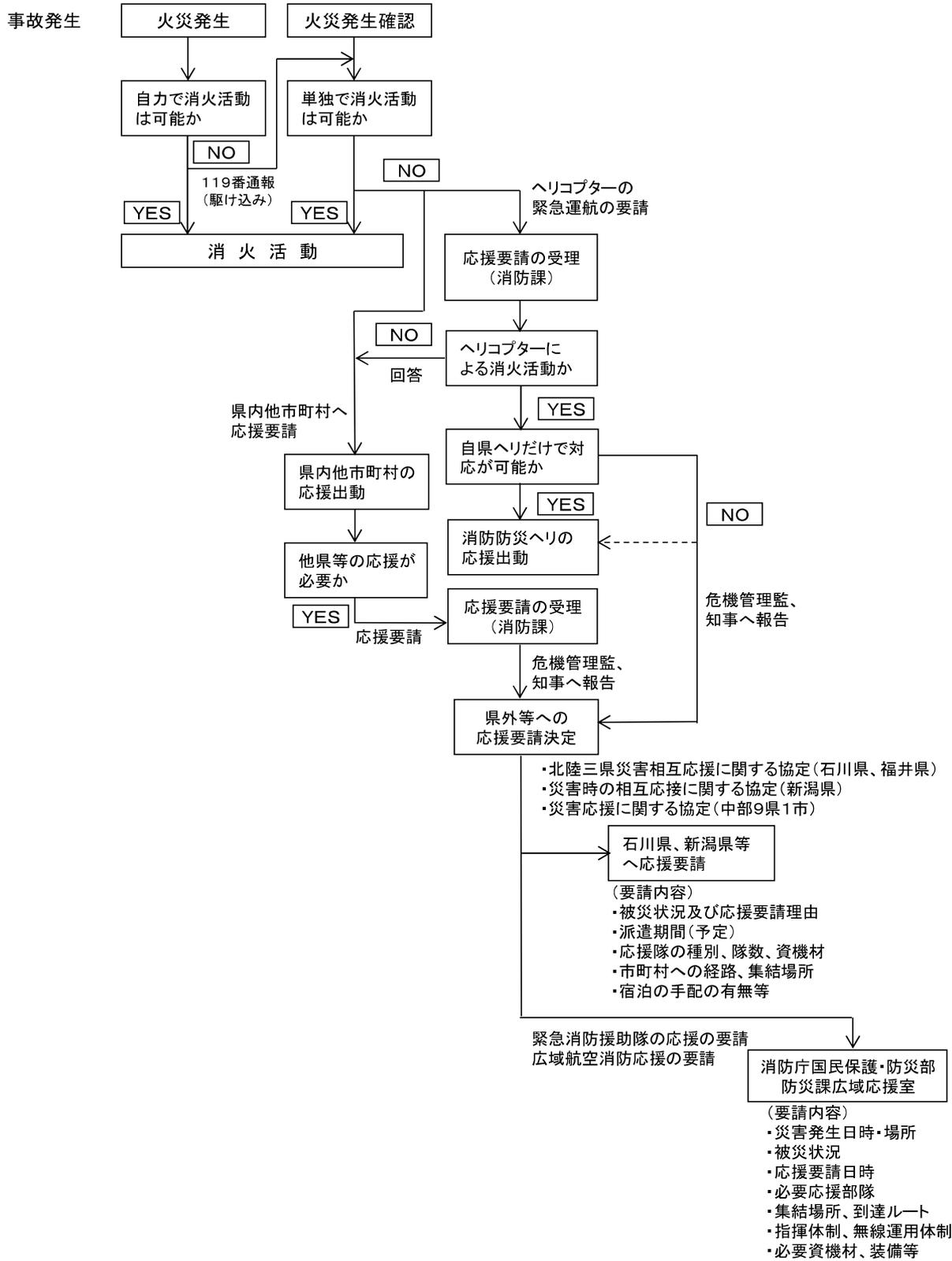
応急復旧に伴う
緊急交通路等の変更

応急復旧に伴う
交通規制の変更

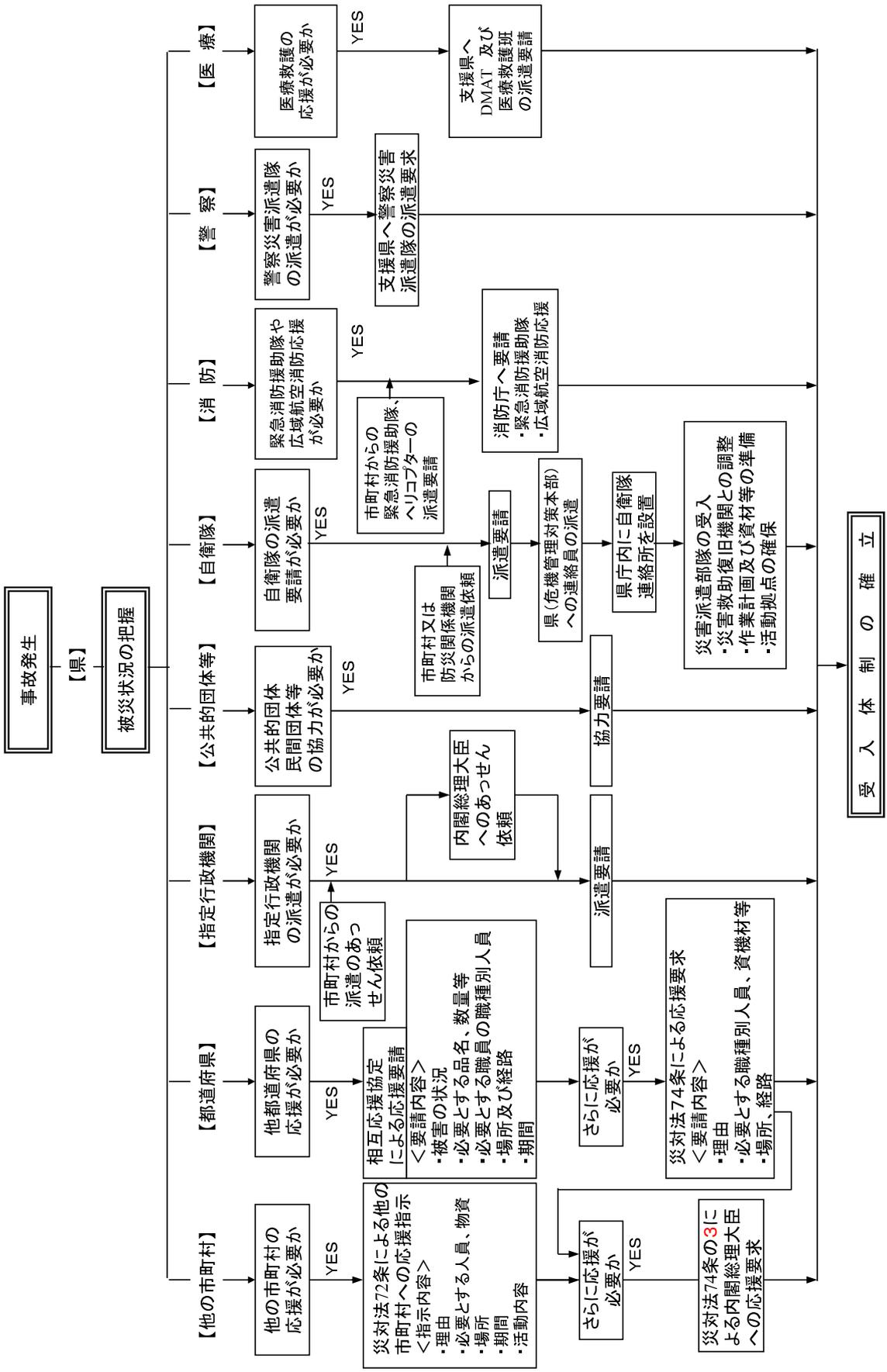


マニュアル7 消火活動の対応 (地域防災計画 消火活動に準拠)

[住民、自主防災組織] [市町村、消防機関] [県] [他 県] [消 防 庁 等]



マニュアル8 広域応援要請の流れ(地域防災計画 広域応援要請に準拠)



富山県危機管理対策本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内で発生し、又は発生するおそれがある緊急事態（以下「危機」という。）に迅速かつ的確に対処するため、富山県危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開設及び閉鎖)

第2条 対策本部は、次の各号のいずれかに該当する場合に開設する。

- (1) 多数の人的被害（死者・行方不明者 10 人以上の事故又はこれと同等の被害となることが予想される事故）が生じるおそれがある場合
 - (2) 油流出等の大規模かつ特殊な事故が生じた場合
 - (3) 複数の市町村で対策本部が設置される場合
 - (4) その他当該事案による社会的影響度等を勘案し、知事が必要と認める場合
- 2 対策本部は、次の各号のいずれかに該当する場合に閉じる。
- (1) 危機への応急対策が完了したと認められる場合
 - (2) 危機が発生しなかった場合又は発生する可能性がないと認められた場合
 - (3) 富山県地域防災計画又は富山県石油コンビナート等防災計画に基づく災害対策本部が開設された場合
 - (4) 富山県国民保護計画に基づく富山県国民保護対策本部及び富山県緊急処理事態対策本部が開設された場合
 - (5) 富山県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく富山県新型インフルエンザ等対策本部が開設された場合

(所掌事務)

第3条 対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 危機に関する情報の収集及び応急対策の実施に関すること
- (2) 関係機関等との連絡調整及び連絡員の派遣並びに関係機関等への協力の要請に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、危機に迅速かつ的確に対処するために対策本部が必要と認める事務

(組織)

第4条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事をもって充てる。
- 3 副本部長は副知事をもって充てる。
- 4 本部員は別表1に掲げる者及び知事が別に指名する者をもって充てる。

(職務)

第5条 本部長は、対策本部を代表し、及び総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 本部長に事故があるとき又は不在の場合の本部長職務代理は、次の各号の順によるものとする。
 - (1) 第1順位：富山県副知事の担当事務に関する規程により当該事務を担当することとされた副知事
 - (2) 第2順位：その他の副知事
 - (3) 第3順位：危機管理監（総括危機管理責任者）

(部、班、支部及び現地対策本部の設置)

第6条 対策本部に部及び班をおく。

- 2 部及び班の名称並びに分掌事務は、別表2のとおりとする。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に支部及び現地対策本部を置くことができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、部、班、支部及び現地対策本部の設置その他の事項については、富山県地域防災計画に準拠するものとする。

(危機管理連絡会議等の統括)

第7条 対策本部は、危機管理連絡会議を統括するものとする。

2 対策本部は、各部局に設置される対策会議等を統括するものとする。

(会議)

第8条 対策本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、これを主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部の会議に関係機関等の職員の出席又は連絡員の派遣を求めるものとする。

(本部室)

第9条 対策本部に本部室を置く。

2 本部室に本部室長、本部室次長その他の必要な職員を置く。

3 本部室長は危機管理監を、本部室次長は危機管理監代理をもって充てるものとする。

4 庶務は防災・危機管理班において処理し、必要に応じて消防班、広報班及び人事班に協力を求めるものとする。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

(総括危機管理責任者)危機管理局長・危機管理監
知事政策局長
地方創生局長
観光推進局長
交通政策局長
経営管理部長
生活環境文化部長
厚生部長
商工労働部長
農林水産部長
土木部長
会計管理者
出納局長
企業局長
教育長
(注)警察本部長

(注) ただし、警察本部長にあつては、捜査活動を伴う事案の場合には警務部長とする

富山県危機管理連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 各部局相互の緊密な連携を確保し、県としての総合的かつ統一的な危機管理機能の強化を図るため、富山県危機管理連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 危機情報の収集と対応
- (2) 危機管理体制の整備
- (3) その他必要と認められる事項

(構成)

第3条 連絡会議は、危機管理監が主宰する。

- 2 危機管理監に事故があるとき又は不在の場合は、危機管理監代理が代わって連絡会議を主宰するものとする。
- 3 連絡会議は、各部局次長等及び警察本部警務部長をもって構成する。ただし、危機管理監は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(顧問)

第4条 連絡会議に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、連絡会議の所掌事務について助言するものとする。

(幹事)

第5条 連絡会議に幹事を置く。

- 2 幹事は、危機管理課長、防災課長、消防課長、広報課長及び人事課長をもって充てる。ただし、危機管理監は、必要があると認めるときは、関係課長の参画を求めることができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、危機管理課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、危機管理監が定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

